

【参考様式42-1】

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定に係る届出書

施設名	代表事業所名:指定障がい者在宅サービス 紅い華他
-----	--------------------------

※複数事業所分をまとめて届出される場合は、「代表事業所名〇〇他」と記載してください。

1. 要件

加算区分	加算単位数	要件	該当 (○を記載)
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス別の加算率	福祉・介護職員に対し処遇改善を行っており、キャリアパス要件のⅠ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件のいずれも満たすこと	○
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	サービス別の加算率	福祉・介護職員に対し処遇改善を行っており、キャリアパス要件のⅠ・Ⅱ及び職場環境等要件のいずれも満たすこと	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	サービス別の加算率	福祉・介護職員に対し処遇改善を行っており、キャリアパス要件のⅠ又はⅡ及び職場環境等要件のいずれも満たすこと	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)のサービス別加算率×100分の90	福祉・介護職員に対し処遇改善を行っており、キャリアパス要件のⅠ又はⅡ又は職場環境等要件のいずれかを満たすこと	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)のサービス別加算率×100分の80	福祉・介護職員に対し処遇改善を行っており、キャリアパス要件のⅠ・Ⅱ及び職場環境等要件のいずれも満たさないこと	

※ 対象となる「福祉・介護職員」とは、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員のことを指す

加算区分	加算単位数	要件	該当 (○を記載)
福祉・介護職員処遇改善特別加算	サービス別の加算率	福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること	

※ 対象となる「福祉・介護職員」とは、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員のことを指す

※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の処遇改善は福祉・介護職員を中心として図られていればよく、加算額の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職員以外の従業者の賃金改善にあてることも差し支えない

※ 福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員処遇改善特別加算は併算定できない

(2) 添付書類

- ・加算届出書(参考様式42-2)
- ・就業規則・賃金規程
- ・処遇改善計画書(参考様式42-3)
- ・労働保険に加入していることが確認できる書類
- ・事業所一覧表(参考様式42-4)
- (労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

法人が処遇改善計画書を一括して作成し、熊本市外にも事業所がある場合は、下記書類も提出してください。

- ・市町村一覧表(参考様式42-5)
- ・都道府県状況一覧表(参考様式42-6)

※ 処遇改善計画書は障害福祉サービス事業所等を複数有する法人である場合や、障害福祉サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該法人が一括して作成することができる。

※ 同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや障害福祉サービス等ごとに作成することができる。

【参考様式42-2】

熊本市長 宛

法人名 株式会社紅い華ヘルパーステーション

代表者 代表取締役 河添 佐恵子 印
職・氏名

平成31年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書

別表の障害福祉サービス事業所等に係る福祉・介護職員処遇改善(特別)加算に関する届出書について、別添のとおり、福祉・介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

また、厚生労働大臣が定める次に掲げる基準に該当していることを誓約します。

算定日が属する月の前12箇月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50条)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、その他労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

福祉・介護職員処遇改善計画書(平成31年度届出用)

加算名	福祉・介護職員処遇改善加算	○	福祉・介護職員処遇改善特別加算	
-----	---------------	---	-----------------	--

事業者・開設者	株式会社紅い華ヘルパーステーション			
主たる事務所の所在地	〒861-4105 熊本市南区元三町2丁目9番22号			
	電話番号	096-211-7335	FAX番号	096-211-7131
事業所等の名称 ※	代表事業所: 指定障がい者在宅サービス 紅い華他	サービス 種別 ※		
事業所の所在地 ※				
	電話番号		FAX番号	

※複数事業所分をまとめて届出される場合は、「代表事業所名○○他」と記載してください。

1. 賃金計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	○	福祉・介護職員処遇改善加算 I	福祉・介護職員処遇改善加算 II
		福祉・介護職員処遇改善加算 III	福祉・介護職員処遇改善加算 IV
		福祉・介護職員処遇改善加算 V	福祉・介護職員処遇改善特別加算
② 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算算定対象月	平成31年4月 ~ 令和2年3月		
③ 平成31年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の見込額			16,976,760 円
賃金改善の見込額(i-ii)			16,980,000 円
④ i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			91,027,361 円
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額		74,047,361 円

加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合

⑤ ○○年度福祉・介護職員処遇改善加算の見込額(加算(I)と加算(II)の比較)	円
賃金改善の見込額(iii-iv)	円
⑥ iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円
	iv) 初めて加算(I)を取得する月の前年度の賃金の総額

※ 加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。

※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④は③又は⑥は⑤を上回らなければならないこと。

※ ④ii)、⑥iv)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。前年度の実績がない場合は、改善を行わなかった場合の賃金の総額を記載すること。

賃金改善の方法について

⑦ 賃金改善実施期間	平成31年4月 ~ 令和2年3月				
※原則各年4月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。					
⑧ 賃金改善を行う賃金項目	○	基本給	○	処遇改善手当	賞与(一時金)
		その他()			
⑨	平成26年度と対比して常勤介護職員については月給1万円、常用パートの職員については時給60円、登録ヘルパーについては時給100円の『ベースアップ』をそれぞれ行う。その他、登録ヘルパーは重度訪問1提供あたり200円を居宅介護と同行援護1提供あたり400円を『処遇改善手当』として支給し、訪問事業の常勤職員には、事業所ごとに処遇改善加算額からベースアップ及び登録ヘルパー分の処遇改善手当を控除した残りの金額を案分し、『処遇改善手当』として支給する。日中活動の常勤職員並びに常用パート職員には、処遇改善加算額からベースアップを控除した残りの金額を全員の勤務時間数で除した額を職員それぞれの、勤務時間に乗じた額を毎月給与支払時に『処遇改善手当』として支給する。				

2. キャリアパス要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。

要件 I	次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。	○ 該当 非該当
	※ 非該当の場合、①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由	

要件Ⅱ	次の④及び⑤の要件を満たす。		○該当・非該当
	④ 福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標	法人の経営理念を基に、介護職員としての研鑽に努め、ご利用者のニーズに応じたサービス提供ができるようになるとともに、法人のキャリアパス(職位・職責規定)に応じた昇給・手当が得られる様、段階に沿った資格取得と技術の向上が、法人・職員相互の協力のもと可能になる	
	⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容(いずれかに○をつけること。)	ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること () ① 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること (資格取得に必要な研修は優先的に休日を与え、もしくは業務時間内に参加できる様になっている。またその費用については法人が無償で貸与、もしくは負担している。)	
要件Ⅲ	次の⑥及び⑦の要件を満たす。		○該当・非該当
	⑥ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
	⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容(該当するもの全てに○をつけること。)	ア 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 イ 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ① 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	

3. 職場環境等要件について

(※)太枠内に記載すること。

加算(Ⅰ・Ⅱ)については平成27年4月以降の、加算(Ⅲ・Ⅳ)については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず1つ以上に○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと。)	
資質の向上	○ ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。)
	○ ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	○ ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	○ ・キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。)
労働環境・処遇の改善	○ ・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
	○ ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	○ ・ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む。))による福祉・介護職員の事務負担の軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等による業務省力化
	○ ・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	○ ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	○ ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	○ ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	○ ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	○ ・障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	○ ・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	○ ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮
	○ ・非正規職員から正規職員への転換
	○ ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
○ ・職員の増員による業務負担の軽減	
○ ・その他()	

※虚偽の記載や、福祉・介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、介護給付費等の返還を求めるとことや障害福祉事業者の指定が取り消す場合があるので留意すること。

上記については、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 31 年 4 月 12 日 (法 人 名)株式会社紅い華ヘルパーステーション
 (代表者名代表取締役 河添 佐恵子 印

【参考様式42-4】

福祉・介護職員処遇改善計画書(事業所一覧表)

法人名	株式会社紅い華ヘルパーステーション
-----	-------------------

熊本市

障害福祉サービス等事業所番号	事業所の名称	サービス名
4312440094	指定しょうがい者在宅サービス 紅い華	居宅介護
4312440094	指定しょうがい者在宅サービス 紅い華	重度訪問介護
4312440094	指定しょうがい者在宅サービス 紅い華	同行援護
4312440094	デイサービスセンター 紅い華	生活介護
4312440094	デイサービスセンター 紅い華	自立訓練(機能訓練)

※ 同一の障害福祉サービス等事業所番号で複数の障害福祉サービス等を実施している場合は、サービス毎に記載すること。

